千 経 第 229 号 令 和 7 年 11 月 5 日

独立行政法人 水資源機構 分任契約職 千葉用水総合管理所長 土田百合子 (公印省略)

見積依頼書

1 件 名 大網機場非常扉修繕 (オープンカウンター方式による)

2 業 務 場 所 千葉県大網白里市池田455 独立行政法人水資源機構房総導水路管理所

3 業務期間 契約締結の翌日から30日間

4 内 容 等 別途交付する仕様書等のとおり

記

1 現 場 説 明 実施しません。

2 見積参加要件 本店、支店又は営業所が千葉県内に所在すること。 なお、当機構における一般競争(指名競争)参加資格業者である必要はありません。

3 見 積 書 等

1)様式等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名 (法人の場合は法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章が押印されたものに限ります。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。

2) 提出方法 電子メール(又はFAX)による。 なお、電子メール(又はFAX)に拠りがたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書 留、その他配達の記録が残る方法に限る。)による。

3) 見 積 書 令和7年11月17日 10:00 まで

4) 提 出 先 独立行政法人水資源機構千葉用水総合管理所 電子メール nyukei_chiba@water.go.jp FAX番号 047-483-0709

5) 担 当 者 経理課 浅沼勇気

6) 質 問 書 令和7年11月10日 10:00 まで

7) 見積日時 見積提出期限到来後、遅滞なく実施する。見積参加者の立会は求めない。

8) 見積回数

2回を限度とする。なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積 書がない場合の再度の見積書の提出については、見積書を提出した者あてに改めて連絡 するものとし、再度の見積提出の期限は令和 年 月 日までとします。

9) その他 ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。

②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積もり誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。

4 見 積 辞 退 見積依頼書等をダウンロードし、見積依頼書等の交付受領書を提出した後に見積もりを辞 退する場合であっても、見積辞退届の提出の必要はありません。

5 見 積 結 果 見積結果については、契約の相手方として決定した者に対してのみ、原則として提出期限 の翌営業日までに書面により通知します。

6 そ の 他

- 1) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
- 2) 請負代金の支払いについては、履行確認後(納品確認後)の一括支払となります。
- 3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。くじ用数値については、見積依頼書等の交付受領書に任意の3ケタの数字をご記入ください。

見積依頼書等の交付受領書

	独立行政法人水資源機構 千葉用水総合管理所					
	経理課 浅沼勇気					
宛 先	電話番号	047-483-	-0722	FAX番号	047-483-0709	
	メール アドレス	アドレス <u>nyukei chiba@water.go.jp</u>				
	(住所)					
	(会社名)					
発信者 (※必須)	(担当者名)					
	電話番号			FAX番号		
	メール アドレス					
以下の件名について、見積依頼書等を受領しました。						
○見積依頼件名						
大網機場非常扉修繕						
○くじ用数値 くじ用数値とは、見積金額が複数社同額だった場合に使用する数値です。任意の3ケタの数字をご記入ください。						
○見積辞退について						
見積もりを辞退する場合であっても、見積辞退届の提出の必要はありません。						
○同方式の承諾 「独立行政法人水資源機構千葉用水総合管理所におけるオープンカウンター実施説明書」の 内容について、承諾する場合は、次のチェックボックスにチェックをお願いします。						
		承諾	する			

仕様書

1 適用

この仕様書は、大網機場非常扉修繕(以下「本修繕」という。)に適用する。

2 修繕場所

千葉県大網白里市池田455 独立行政法人水資源機構房総導水路管理所

3 期 間

契約締結日の翌日から30日間

4 修繕内容

- 1) 非常扉交換 1 ヶ所(アルミフラッシュドア $H2,000 \times W800$ 旗丁番 3 ヶ所、ドアクローザ、ドアノブ)
- 2) 既存ドア撤去処分

5 施工条件

- 1) 修繕場所における作業日・作業時間は、あらかじめ機構担当職員の承諾を得るものとする。
- 2) 施工にあたっては、既存施設に損傷を与えないように行うこと。

6 成果品

以下に示すものを成果品として提出し、機構担当職員の確認を受けるものとする。

- ・非常扉修繕における作業前後の写真
- ・その他機構担当職員の指示するもの

7 疑義

この仕様書に定めのない事項については、双方協議して定めるものとする。

以上







